

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成28年10月25日(火)  
会議時間 9時59分開会 12時03分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 中島里司  
副委員長 : 安田 薫  
委 員 : 高橋政悦、奥秋康子、西山輝和  
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 佐藤秀美、係長 : 宇都宮学、主任 : 鶴田瑞恵
- 5 説明員 なし
- 6 議 件  
(1) 議会だより第147号について(11月15日発行)  
  
(2) 議会報告会と町民との意見交換会について  
  
(3) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長：(中島里司) 皆さんおはようございます。議会運営委員会を開催する。審議事項は配付のとおり。

議件(1) 議会だより第 147 号の発行について(11月15日発行)

委員長：さっそく議件に入る。(1)の議会だより 147 号の発行についてを議題とする。掲載内容について事務局に説明をお願いします。

鴫田主任：(議会だより第 147 号の紙面を説明)

委員長：掲載内容について意見はあるか。

(なしの声あり)

委員長：掲載内容については説明のとおりとする。なお、11月に臨時議会が1、2回予定されていると聞いた。11月10日くらいまでは11月15日発行の議会だよりに載せることができると事務局から話があったが、意見はあるか。

(なしの声あり)

委員長：日程的なものもあるが、臨時議会は間に合えば載せることとする。

次に、頁数、割り付けについて事務局に説明をお願いします。

鴫田主任：頁構成案について説明する。表紙の1頁については、第4回定例会の補正予算を掲載する予定としている。タイトルについては「連続4台風による災害関連の補正予算を可決」と考えている。

2頁目は、第4回定例会における決算と行政報告、条例の一部改正、人事案件、意見書の提出を掲載予定。

3頁から5頁までは一般質問(4名、12項目)を載せる予定。

6頁・7頁は委員会レポートと閉会中の委員会活動。

8頁・9頁は議会報告会と町民との意見交換会の報告。

10頁は臨時会があれば臨時会、議会トピックス、議会の動き、編集後記を掲載予定。

委員長：頁割り付けについて意見はあるか。

(なしの声あり)

委員長：10頁と決定する。

1頁目の写真について、どの項目に該当する写真にするか。

奥秋委員：今回の4台風の写真を付けてほしい。

委員長：奥秋委員から台風被害現場の写真を載せてはとの意見があった。事務局の方で素案はあるか。

鴫田主任：事務局では9月2日の全員協議会で現地視察した際の写真を載せてはと考えている。

委員長：台風に関連する被害状況の写真については、次回までに考えたい。

私としては、道路については町道、河川については指定せず、町に直接関わっている部分の写真があれば示してほしいと思うが、それでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：編集後記の担当は高橋委員にお願いしたいと思うが、よろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：提出期限について事務局に説明をお願いします。

鴫田主任：10月31日までをお願いしたい。

委員長：高橋委員、10月31日までに提出をお願いします。

議会だよりについて、ほかにあるか。

(なしの声あり)

委員長：議会だより第 147 号の発行についてを終了する。

議件(2) 議会報告会と町民との意見交換会について

委員長：議件(2) 議会報告会と町民との意見交換会についての議会運営委員会での協議事項を配付している。これについては議長から依頼があった事項及び全員協議会での反省・総括における意見を踏まえ、今後の開催に向けて議会運営委員会での協議を行うことになっている。前回の全員協議会の中で出た意見として6項目を挙げている。また、その前に前回の定例会での一般質問のあり方について

て協議されたことがあり、議長からの依頼で議会報告会と町民との意見交換会で出された意見・提言等で議会において調査・検討する項目の一般質問の取り扱い方について意見を伺う。

高橋委員：議長からの依頼とあるが、まず議長がこれを一般質問として取り扱うことについての不具合や検討しなければならない理由を教えてください。

委員長：事務局から補足はないか。

事務局長：1点目の議長から依頼のあった事項ということだが、5月に議会報告会を開催し、6月定例会の一般質問の通告の中で議会報告会で議会において検討する項目の一般質問の通告があり、その辺の取り扱いが本町議会では明確になっていなかった。通告を受けた時には議長と相談し、その時にはだめとなっていなかったもので、通告を受理した。その後の議運でも了承を得たが、議長からこの辺の取り扱いを明確にした方がいいのではということ、その後の議運で議長から取り扱いについて協議してほしいと申し入れた。議会運営委員会の方で質疑・提言等で調査・検討する項目があったので、その調査・検討が終わって全員協議会で報告した後にこの部分については協議することになっていたもので、今回項目に上がっている。

高橋委員：表題に挙がっている意見交換会で出た意見をネタに一般質問をかけることがいいのか、悪いのかということ。悪い理由が明確でないか否定することはできないのでは。

加来議長：町民との意見交換会と報告会は議会運営委員会が主体で行うが、出た意見については各委員会で所管する範囲内で協議し、対応していくことになっている。協議する前に一般質問として受け付けていいか、対応をどうしたらいいのかということ。

委員長：報告会が終わった後、議運で所管を調査・検討した。調査・検討をする前に執行側からの考え方が示されてくる。その辺についてある程度方向性を出してはという検討依頼と受け止めている。議会で調査・検討する前に執行側の考え方を聞くことが悪いとは言っていない。当議会としてどう対応するか意見を聞きたい。

高橋委員：委員会でやろうとしていることを先にやるということではない。町民との意見交換会で出た話を所管の各委員会に割り振りをした後に、所管でないところは一般質問できるのではという意見を持つ人がいるのではないか。その辺の整合性がとれた上で、そうでないと言える理由がないと止めることはできない。

委員長：高橋委員の意見は意見として受け取る。

奥秋委員：議会報告会の町民との対話の中でいろいろな提言をしていただき、それぞれの委員会に割り振りをしていくが、自然とそういうルールができていく。一般質問としては取り上げない方がいい。明確なルールはないが暗黙のルールがある。

委員長：意見・提言等が出た場合、議会で調査・検討項目を割り振りし、議会として協議をしているが、その前に一般質問をすることはどうか。

西山委員：報告会を行って町民から意見をいただき、各委員会に振り分けをしているので、報告が終わる前に一般質問はしない方がいい。

安田委員：議会報告会で出された意見・提言なので、それを阻止するルールをつくった方がいい。

委員長：議会報告会が終わり6月定例会までは協議する時間がない。一般質問で出てきても現段階では議長は拒否できない。ルールをつくらうということであれば、議会に結果が託された意見・提言だと思うので、そこである程度方向性を示すまでは一般質問を控えるべきではないか。今までの方はそういう考え方のほうが多いが、割り振る前に質問をしていいかの判断をどうするか。

安田委員：議長が議会報告会のことを6月定例会の時に認めてしまった。両委員会に分け、検討中なので質問しない方がいい。

高橋委員：常識で言うと意見交換会で出てきた意見を即座に一般質問をするのは、一般質問をする議員も勉強しないですることになるのか、自分で調べてするのかは定かではないが、ルールを決めるということになれば、いろいろな状況を考えなければならない。例えば、町民がたくさん来て、安田委員が次の一般質問でこんなことを話しそうだと先に意見交換会でネタを言ってしまふ。中島委員が言いそうなことを誰かが言ってしまふ。皆が言ってしまつたら一般質問の話題を別に探さなければいけない。時間がないといった時に一般質問者がいなくなるということも考えられないか。ルールを決めるのであれば、大義では良いけれども突っ込んだ話はだめなどで各委員に納得してもらふ。その辺はもっと慎重にやるべき。

委員長：一般質問が事前に漏れてという部分では、議員個々の一般質問に対する事前調査や聞き取りの中で場合によっては町民に感じ取られる場合もある。高橋委員が言ったようなことがあれば、一般質問の項目がなくなる。逆に言うと、項目がなくなるくらい町民が関心をもってくれば、なおありがたい。

たいとも捉えられる。一般的に考えた場合、議会議員と組織の議会という中での検討・活動のあり方は違う感じがする。意見交換会で出されたものが次の議会の一般質問で出てくるというのは、議員個々の活動としていいのかどうか。あるいは議会の組織である2常任委員会と議運の今後の検討に影響を及ぼす可能性があるという部分からいくと、基本的には一般質問で取り扱うべきではないだろうというような皆さんの意見だと思う。高橋委員の言われたことについては、議員個々の活動の中で秘密にしてまで質問しなくてもいいが、聞き取った場合に町民の方が事前にそれを何らかの形で議会報告会でというのは、協議の中で、私も一般質問をするから報告会でそういう意見を出してほしいとなるとより強いものになるかもわかりません。しかし、議会報告会が終わった後に議運でそれぞれの役割を決めた場合に、その必要性がなくなってくるという組織的な心配がある。それからいくと、緊急なものは何かわからないが、基本的には議会に託されたものということで判断をしていくべきではないかと思うが、いかがか。

加来議長：最終的に議長の判断でもいいが、議員個々の考えがあると思う。所管事務調査をしていることについては質問をしないというのは、それぞれの委員会でいろんな形で何回も調査できる中で、それを改めて一般質問をすることは好ましくない。委員会に付託した項目で調査中のものについては受け付けないと今までしてきた。意見交換会については、先ほど委員長から話があったように、5月末で6月定例会があるまでの間なので、その間に議運で振り分けできない。議会として対応していくには、町民の意見をより行政に早く生かしていくか、先ほど高橋委員から出たように、町民がたくさん来て、たまたま質問しようとしていた時にそういうことが出て委員会に付託するから一般質問できないということになれば、逆に議員の一般質問の権利を奪ってしまう。そこら辺をもう少し線をはっきりしないと、議長がそれを緊急にするのか、しないのかという判断は難しい。受け付けた後に議運で協議してもいいが。

委員長：線引きについてどこまでルールを文書で示すか。議運にも因るので、その辺も加味して、今ここで文書で書くことは非常に難しいと思うので、基本的に議会報告会等で出た意見・提言については近々の一般質問は控えてもらうということにし、緊急度がある場合には検討するというまとめになる。その結果、議長が言われたように、まずは議長の意見をいただき、議運で最終的に判断する。今までの流れに載せて判断していくということではいかがか。ただ、高橋委員が議員の発言の場を奪うと言っていたが、この件については違う。決して、町民から先に出たから議員として活動できないということではない。同じ考えの方がいれば、機会を見て同じ考えの方の意見を後押し、場合によっては先に立って実施に向けて努力するのが、議員の役目だと思う。議員なら何を発言してもいいというのは、基本的に意味合いが違う。発言はより慎重に、まちづくりにつながることをより多くということを理解しておけばいいと思う。ましてや発言を議長や議運が強制的に取り上げられるというものでもないので、その辺は十分配慮しながら一般質問については控えてもらうということで、まとめておきたいと思う。あとは、全員協議会で諮っていきたい。議長から依頼のあった事項については、この程度にとどめる。

委員長：次に、反省、総括における意見ということで、全員協議会で出てきた意見を事務局でまとめたところ6項目ある。これについて協議するが、全部するか。

【休憩 10:45】

【再開 10:54】

委員長：全員協議会での反省、総括における意見は①から⑥までである。順番に行う。なお、皆さんの中で関連すると思われるものがあれば、他の番号も言って意見をいただきたい。

①は、参加者が少なく、町民ニーズがあるのか疑問で、アンケートにある「もう少しフランクに話ができる会を望む」が肝。3回実施しており、新たな形、議員個々の考えを聞ける方向への見直しが必要ではということに関して意見をいただきたい。

②は、それぞれの議員の考え方を聞くことは、議員個々の活動での対応になる。色々な形で模索して取り組む必要があり、他町の例も学ばなければならない。

①と②は、関連した意見だと思うが、これらについて意見を聞く。

結論から言うと、議員個々の考え方を町民に話す場を設けるということ。議会報告会ではなく、議員個々の普段の活動でいろいろな対応も考えなければならない、模索しなければならないのではないかとこの部分を併せ持ったことだと思うが、これについて意見をいただきたい。

【休憩 10:57】

【再開 11:18】

委員長：今議題となっている反省総括について、①、②、③の中でそれぞれの委員の意見をいただく。現在

の取り組みは2班編成ということで、来年もということだが、3番目にある年間通じての取り組みも含めて意見をいただきたい。

高橋委員：①、②、③は関連しているということだが、④も関連していると思う。④まで総体的に中身を見ると、議会報告会の是非、意義、開催方式の3点がポイントになっている。細かい話になると、やり方を小分けにするなど出ていたが、そうではなく、今回は前回の議運の中で前の年のやり方を踏襲してやるということに決まっているので、その次に向けての布石を打つということ。そうであれば、この委員会は今年の12月で改選になってしまうことを考えても、今折角議会活性化特別委員会があるので、そこに検討項目として議運から付託することも一理ある。細かいことを検討してもらい、その後、新しい議運に戻してもらって議運で検討する。若しくは全員協議会で検討するという方法もある。

委員長：高橋委員から意見をもらった。現在の議会活性化特別委員会と連携し、新しい議運にその結果を渡すということは、議会活性化特別委員会は解散するという含まれているのか。①から④までの項目について、議運から議会活性化特別委員会に協議を委託できるのか。

佐藤局長：特別委員会をつくった時に議運と重複する項目についてはお互いに協議をしながら進めることで始まっている。特別委員会のほうでこれも協議してくれるというのであれば、それでもいい。議運から特別委員会に付託することにはならないので、どちらで協議するかを協議してもらって進めることになる。

西山委員：今回、いろいろな団体にも呼びかけて実施したので少しは人数も増えたが、もう少し早めに通知し、今回と同じような方式で呼びかけてもいいのではないかな。もう少し我々自身が努力して声掛けをすべきではないか。

奥秋委員：今回で3回実施したが、参加者が少ない。参加者をいかに増やすか。他町で行っている意見交換会の方法を取り入れてはどうか。

安田委員：来年の方向性もかなり決まっているので、今年挙げられた反省点をうまくクリアしながらそのまま進んでほしい。できることなら、他町の例も学んでいるので、芽室や鹿追がやっているような方向に進むことも必要ではないか。意見交換をするという意味では、各種団体にももう少し強力に呼びかけ、青年や女性も集まってもらえるような方法は必要。

委員長：少しでも多くの人を集める方法を聞いている。集まるということは、より多くの方と意見交換ができる。最終的には議会、議員としての活動を知ってもらうという意味だと思う。来てもらうだけではこの町も壁にぶつかっており、今挙げられた2町は議会から出向いている。求めているものは、一人でも多くの方と接したいということだが、その方法がなかなか見つからないのが今の現実。また、いろいろやると必ず町民から次の意見が出てくる。その度に議会の対応を変えていくことは非常に難しい。どこが限界かわからないが、安田委員の意見としてはより多くの町民の方の意見や提案を聞く場をつくっていくという方法としては、今現在では班編成をして出向く、団体も施設等についてもそうだと思う。西山委員、奥秋委員、安田委員については、昨年を踏襲してもう少し踏み込んでより多くの町民と意見交換ということで班編成をしてということだと思う。ただ、高橋委員の意見については、議会活性化特別委員会の方でこれらについて協議していただければどうかということで、新たな意見だと思う。これについてはどうか。

安田委員：高橋委員は議会活性化特別委員になっているから中身をわかっていると思う。議会報告会と町民との意見交換会については議運でこれだけやっているのだから、さらに議会活性化特別委員会へ話すことではないと思う。議会活性化特別委員会では他にやることもある。議運でそれなりの方向性をつくればいいのか。

高橋委員：私が言っているのは、どこで検討してもいいが、この委員会は1月で終わりなのでそこまでどこまでやるつもりなのか問題である。来年開催の部分はほぼ方針は決まっている。細かくやることについては再来年の意見交換会に向けての話。それを今年中にこの議運で決めてしまうのが論点であって、改選されない特別委員会に調査をしてもらい、その結果をもって次の議運の人たちが検討すればいいのではという意見である。

安田委員：この議運は1月で終わるが、議運の中でも継続していける。高橋委員の意見もわかるが。

高橋委員：意見交換会の位置付けは議運が主管だが、動きの良い活性化特別委員会が折角あるので、そこに細かい仕事をしてもらうのも組織のあり方ではないか。

委員長：特別委員会と議運との絡みについては、特別委員会で協議したものを議運で協議できないことはない。ただ、分担として特別委員会をつくっている。今現在、議会報告会や議事日程、広報については現状では議運で行っているが、この他のことを議会活性化特別委員会が行うということではない。

特別委員会のほうが協議する内容の制約を受けていると私は理解していた。本分は議会運営委員会  
で、活性化に関することが特別委員会。議会報告会は活性化につながることもあるが、すでに議運  
で協議してこまできていたので、これについては今後も議運で協議していくべきなのかなと思う。

懸念されている任期が来ているので、どこまで協議できるかということ。できないから活性化委  
員会にということではなく、できなければ次の議運に申し送りしていくべきと思う。活性化特別委  
員会は、任期があるとはいえ速やかな協議をしなければならないこともあるはずなので、その辺に  
ついて積極的な協議を進めてもらう。

特別委員会の役割として、議運に諮らなければ決定できないということではない。特別委員会で  
十分協議していただいたことについては、特別委員会を設置して協議しようということで、前向き  
な協議に入ったので、その辺で理解をしていただき、細やかな協議をしてもらいたいと思っている。

班編成については、報告会は今年同様に来年度も2班編成で行う。来年度はそれにプラスして、  
皆さんから出た意見を実施するかの確認をしたい。根底にあるのは、一人でも多くの町民とそうい  
う機会を設けたいということでの発想で出てきている。これらについても、新年度のことから新  
しい委員会に申し送りをしておこうということであればそれでいい。この委員会で決定するのか、  
申し送りをするのか意見をいただきたい。

高橋委員：実際、来年度に向けての話はある程度方針は決まっている。その他にオプションとしていろ  
んなことをしようという話であれば、それを2か月半で形作るよりは問題点を列記して再編された委  
員会に申し送ることが最適と思う。

奥秋委員：確かに時間がない中で具体的なものをどうするかは難しい。そういう中で、高橋委員が提言した  
ように具体的なものは新たな議運に検討してもらうこともひとつの方法では。

西山委員：高橋委員の意見と同じ。

安田委員：皆の意見と同じ。

委員長：①から④までについては、改選後の議会運営委員会に申し送りをするこ  
とでよろしいか。  
(よろしいの声あり)

委員長：「⑤議会報告では、意見が分かれたことなど、経過や問題点を話してもいいのではない  
か。特に反対の意見は言ってもいいのでは」ということと「⑥議会報告については、賛成者・反対者が議  
会の中で意見を述べる努力を先にすべき。または、より多くの町民に参加してもらう努力を  
することが先ではないか」に関して意見をいただく。

西山委員：経過や問題点を話してもいい。聞きに来ている方に反対の理由や意見を教  
えてはどうか。

高橋委員：⑤、⑥は要するに反対1名、賛成が11名という話で採決になった時に、町民  
はその1名の話を知りたいということで、町民に知ってもらうことも大切だと思  
う。⑤、⑥は次回の意見交換会にも反映できる議題だと思うので、できる限り説明する  
努力も必要だと思う。

奥秋委員：同じ意見。

安田委員：議会だより等でも反対意見は載せているので、なくてもいい。今回は1名  
だが、これが5、6人になった時には皆さんが話をすることになり、特別に発表する  
必要はない。

高橋委員：私が言いたかったのは、議会報告会で前段に説明をする中で、資料を見  
る町民を見ていると、賛否のところで×が付いている人はなぜ反対したかの意見を  
聞きたいと思う。その時の説明者が反対した議員に事前に話を聞いておいて、  
説明してもいいと思う。

委員長：議会報告会の協議事項は議員から出た意見。私はこの意見を聞いた時に、  
議事堂で必ず討論の宣告がある。討論に参加しないで反対したので、町民に  
意見を言う場所がないから議会報告会で話したいというのは、意味合いが違  
うと私は捉えた。議員個々においては、賛成や反対の意思表示は、議  
会での討論の場があるので、そこでまずは自分の考え方を示し、賛成者でも  
討論に参加している。反対者はただ反対するのではなく、自分の意思を明  
確にして反対するという役割や場が与えられている。議員としての意思表  
示は、必ず本会議では、賛成、反対という自分の意思を表明する討論の  
場所がある。そこで表明していれば、議会だよりに意見を要約して載せて  
いるので、あえて報告会で自分の気持ちを語る場所を提供しなくてもいい  
のでは。そういう考え方を徹底していくべきではないか。

高橋委員：⑤、⑥の土俵に上がったのは、議員の意見ではないと思った。過去3  
回のうちに答弁の中で議長は討論の中でやっていくことだと明言している。  
それでも更にこんな意見を言う議員がいるとは信じられない。私はその3  
回の中で、町民から反対や賛成のやり取りがあったので、余計なことは  
言わなくてもいいからそこを説明してほしいという意見は聞いている。その  
時の議長の答弁は討論の中で議会としてはやっていくと言っている。その  
時の話を踏まえて、更に議員が言うとは信じられ

ない。1つの報告の中身として再度、報告者が反対の理由を説明することは町民の聞きたいことなので、そこは否定せずに議長が1回は討論でやると言ったことの補足として説明することもいいのではないかと。

佐藤局長：議会報告会の出席者に配付する資料をつくる段階で、討論などで反対理由が明確になっていて賛否が分かれるものについては説明書きを入れようと考えている。平成28年度の議会報告会でも決算の時に賛否が分かっている。交流人口拡大支援事業補助金の交付を巡って賛否が分かれて、賛成7、反対5で認定となったということで、大きく賛否が分かれたものについては、なるべく説明書きを入れようということで事務局でも考えてやっていた。今年も説明書きを入れている。討論があって、理由がはっきりするものに限るが。

委員長：意見が出なければ記録として残しようがない。議会運営委員会としては、本会議の討論の場で賛成、反対の意思表示をすることにしたい。

加来議長：⑥が答えだと思う。報告会で議決したことについて、反対者の意見だけ言えば賛成者もそれぞれ理由がある。それをいちいち説明してられない。討論でしか自分の意見を言えないので、討論をしない以上、報告会でもその人の考え方は聞いていないと言うしかない。

委員長：議員として与えられた職務がある。それをフルに使って己の議員活動をする。時には議員としての意思表示をしなければならない。その意思表示を意見を付して意思表示をする必要があると判断した場合は、積極的に討論に参加し、それを議会だより等でも公表させていただき、それを報告会に持ち込んで町民に知っていただく。少なくとも反対理由について意思表示する場合は討論の場であるということでまとめた方がいいかと。

西山委員：事務局長から言われたように、報告会の資料の中にきちんと書いていただければ参加した町民も反対の意見もわかるので、そういう努力をしていただければいいと思う。

委員長：報告会の資料については、可能な限り書いていただいている。議会だよりでは正式に意見を集約したものが載っている。それを逸脱した文書にはならないと思うが、その範囲の中では既にそういう方向を取っているので、今後もそのように取り組んでいきたい。

委員長：以上で議会報告会と町民との意見交換会は終了する。

### (3) その他

委員長：その他、何かあるか。

佐藤局長：次回の委員会は、議会だよりが11月15日発行なので、事務局としては11月4日に次の議会運営委員会を開催し、内容の協議をしてほしい。

委員長：日程的に難しいければ言ってほしい。

(いいの声あり)

委員長：次回の議会運営委員会の開会予定は11月4日、午前10時からにする。  
本日の議会運営委員会を閉じる。